

調整区域内の転用許可申請の必要書類（一般事項） 代理人； _____

事前相談が必要です。本人申請以外は**委任状**添付のこと。

Tel _____

譲受人； _____ 譲渡人； _____ 相談日 / 申請日 /

- 農地法第4条申請・・・権利移動を伴わない農地転用
 - 農地法第5条申請・・・権利移動を伴う農地転用
- } 正本・副本の2部提出
(副本の添付書類はコピーで可)

必要書類	内 容 (転用目的は、)	備 考
①申請書	申請者の欄は当事者が署名押印。個人は認印。法人は代表者名印と登録社印。代表者は法人登記簿記載の者。	
②土地登記簿謄本（原本） <input type="checkbox"/> 求積図、測量図面 <input type="checkbox"/> 仮登記の場合	5条所有権移転等は分筆後。申請前3ヶ月以内の日付のもの。一時転用等で農地の一部を転用する場合は 部数4部 必要。仮登記設定者が転用計画に同意する文書の提出。	
③公図の写し（原本）	周辺の現況地目・所有権・面積と申請区域を赤で記入。	
④位置図	都市計画図の写し 1/15,000 程度	
⑤案内図	住宅地図・明細地図程度のもの。（区域は赤色で）	
⑥住民票 [譲受人]	土地登記簿と住所・氏名の表記が異なる場合に必要	
⑦法人登記簿謄本・定款 <input type="checkbox"/> 個人営業の場合 <input type="checkbox"/> 寄付行為・議事録の写し	法人の場合。謄本は申請前 3ヶ月以内 。定款(コピー可) 営業証明・前年度の確定申告の写しで事業実績が必要 学校法人・福祉法人等が所有権移転する場合 (コピー可)	
⑧理由書及び理由別要書類 (押印不要)	理由別必要書類は転用目的別に別紙参考。理由書は、A4 版で書式自由・具体的に記入・根拠資料を添付。	
⑨事業計画書	★選定理由「・・・代替性はありません。」	
⑩「土地利用計画図」の提出	平面図・配置図・縦横断面図(被害防除・雨水処理等を記入)	
⑪工程表	許可後から完成までの工種と予定月日を記入。	
⑫西部土地改良区の意見書	厚木市中町 3-8-4 Tel 046-221-4810 で意見書の交付。	
⑬誓約書	(一時転用の場合は、連名の農地復元誓約書を追加提出)	
⑭隣接土地所有者の同意書	農地が隣接している場合	
⑮資金計画 (申請前1ヶ月以内の日付のもの。)	工事等の見積書と資金の根拠を証明する書類の提出。(残高証明書・融資証明書(融資申込み回答書)・補助金文書など)	
⑯申請地と一体で利用する場合	一体利用・隣地利用の場合は土地登記簿と同意書等の提出	
⑰国有地払い下げ申請書	転用区域内に国有畦畔が含まれている場合	
⑱転用に対する同意書	申請農地に農地法第3条第1項記載の権利設定がある場合	
⑲委任状	指定の委任状を使用して下さい。	
⑳農業委員への連絡	担当 (_____ 委員) Tel _____	

- ◎ 他法令等により許認可等を要する場合はその手続き状況を文書により明確にしてください。
- ◎ 申請の受付は毎月 10 日締め切りで、15 日頃に県・20 日頃に農業委員の現地調査を行います。
- ◎ 月末の農業委員会で審議、翌月が県の審査となります。

<<<主な許可要件は次のとおり>>>

- 全ての農地等について、農地法上の違反行為並びに無断無届による不適切行為がないこと。
- 市街地に近接した農地や生産性の低い農地等から転用されるよう立地基準を満たすこと。
- 理由が妥当で転用面積が適正と認められること。事業実施が確実に計画どおり工事が行われること。
- 周辺農地、道路水路に支障を生ずることのないよう被害防除の措置が講じられていること。

★ 詳しくは、伊勢原市農業委員会事務局 Tel 0463-94-4711 (内線 2161・2162)

その他 転用目的別の必要書類など

・・・資材置場・駐車場の場合・・・

必要書類	内容	備考
1 用資材等の一覧表	資材の種類・量の一覧表と具体的に配置を示した土地利用計画図	
2 駐車場	駐車場の区画と車の進入方向	
3 会社案内・パンフレット	工事経歴・会社の規模・概要が分かる資料。	
4 現在の事業の内容の説明	現に使用している場所の案内図・契約書など	

・・・自己住宅（分家住宅・収用移転）の場合・・・

必要書類	内容	備考
1 土地利用計画図	建築物の平面図・立面図、建築物等の配置図（施設等間の距離、隣接地からの距離が判明するもの。） 構造を説明する資料（木造か？）	
2 戸籍謄本	親子関係が分かるもの。	
3 現在の住宅が自己住宅でない旨証明する資料	賃貸契約書の写し・居住市町村及び伊勢原市の無資産証明書	
4 現在の住宅の売買契約の写し等	現在自己住宅を所有している場合。	
5 土地収用に係る証明書	又は移転証明書。	
6 資金計画裏付け資料	自己資金の場合は金融機関残高証明書（預金通帳の写し）、 融資による場合は融資証明書（融資申し込み回答書の写し） 収用移転の場合は補償金額が記載してある文書の写し	

・・・農地造成（一時転用）の場合・・・

必要書類	内容	備考
1 営農計画書	耕作者の所有面積・作付作物・使用する機械と設備・農業従事者を記載した営農計画書を提出。申請地の作付計画を作成する。	
2 農地復元誓約書	譲受人・譲渡し人の連名で提出。	
3 土量計算書	造成横断面図・縦断面図に基づく計算式を明示。	
4 土砂搬入搬出経路図	道路マップに赤線、土の発生場所の所在地と工事等の名称	
5 工程表	工種と日程。使用車両、1日の台数と土の量、日数を記入。 一時転用・農地造成は農地復元までの期間を含めて計画。	
6 土の質を説明する資料	搬出元の工事（従前の用途）、土の質等が説明できるもの。 作付けする野菜・果樹等に適した土質	
7 境界の復元に必要な資料	複数の地権者の筆を一体として施工する場合測量図等を提出	
8 工事契約書の写し		
9 擁壁・水路等の構造	構造を説明する資料として仕様書・応力計算書等 <注>農地造成計画の構造・工法・各種計算の方法及び技術的内容審査は「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を準用する。	

・・・仮設の一時転用の場合・・・

必要書類	内容	備考
1 農地復元誓約書	譲受人・譲渡人の連名で提出。	
2 工程表	仮設期間の延長は、認められないので3年以内で余裕を持って設定する。	
3 賃貸借契約書の写し	申請地の賃貸借契約書の写し（案文でも可）	
4 発注者からの工事契約書の写し	本體工事の概要・工期が分かる資料を添付して下さい。	